

# 飯塚市保育体制強化事業補助金交付要綱

平成29年7月21日

飯塚市告示第216号

改正 R2-72、R3-65

## (趣旨)

第1条 この告示は、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育士資格を有しない者に限る。以下「保育支援者」という。)を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境の整備に取り組むため、私立施設に対し、予算の範囲内において保育体制強化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにつき、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、飯塚市内の私立保育所及び私立認定こども園のうち保育部(以下「私立施設」という。)とする。

## (対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、保育士の負担軽減のために保育支援者を配置して実施する事業であって、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- (1) 保育設備、遊び場所、遊具等の消毒及び清掃
- (2) 給食の配膳及びあとかたづけ
- (3) 寝具の用意及びあとかたづけ
- (4) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- (5) 児童の園外活動時の見守り等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保育士の負担軽減に資する業務

(R3-65一改)

## (交付要件)

第4条 市長は、次の各号に定める要件の全てを満たす私立施設に対し、当該対象事業に要する費用の一部を補助するものとする。

- (1) 平成29年4月1日以後、新たに保育支援者を配置したこと。
- (2) 保育支援者を配置する私立施設は、次のいずれかに該当すること。ただし、前年同月の実績がない私立施設は、保育支援者を配置した月と保育所開所月を比較するものとする。

ア 保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者(保育支援者を含む。)の数と、前年同月における当該私立施設の保育士及び保育士以外の者(保育支援者を除く。)の数を比較し、保育士及び保育士以外の者のいずれも同数以上であること。

イ 保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士の数の割合が、当該私立施設の前年同月の児童の定員数に対する保育士の数の割合以上であり、かつ、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士以外の者(保育支援者を含む。)の数の割合が、当該私立施設の前年同月の児童の定員数に対する保育士以外の者(保育支援者を除く。)の数の割合以上であること。

(R3-65一改)

(3) 保育支援者の費用について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付又はその他の補助事業によりその経費が交付されていないこと。

(児童の園外活動時の見守り等)

第5条 第3条第5号の業務を行うにあたり、保育支援者(市長が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者に限る。)は、散歩その他の園外活動時において、散歩の経路又は目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全管理等、現地での児童の行動把握等を行うものとする。

(R3-65繰下)

(対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、第3条に規定する対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 保育支援者の人件費(報酬、給料、職員手当等、賃金及び共済費等をいう。)

(2) その他市長が適当と認める経費

(交付額)

第7条 交付する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(R2-72一改)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日 告示第72号)

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の飯塚市保育体制強化事業補助金交付要綱第6条の規定は、令和元年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月22日 告示第65号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。